

「群馬県公文書等管理委員会(第1期)委員委嘱式」及び

「第1回群馬県公文書等管理委員会」議事録

1 日時

令和2年7月10日(金) 13:30~15:30

2 会場

群馬県庁10階 101会議室

3 出席者

<委員>

大河原 眞美

古田島 俊憲

田中 茂

村上 大樹

依田 健

<知事部局(諮問庁 兼 事務局)>

総務事務管理課： 町田課長、柳澤次長、上原係長(司会)、中下主任

<教育委員会(諮問庁)>

総務課： 新井補佐、藤巻主事

群馬県立文書館： 浅見文書館長、戸恒主幹

4 次第

- 開会
- 委嘱式
- あいさつ
- 委員等自己紹介
- 議 事
 - (1) 群馬県公文書等管理委員会規則の諮問
 - (2) 委員長の選出
 - (3) 委員長職務代理者の指名
 - (4) 群馬県公文書等の管理に関する条例の概要説明
 - (5) 同条例施行規則等の諮問
 - ・群馬県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）
 - ・群馬県特定歴史公文書等の利用等に関する規則（案）
 - (6) 確認事項
 - (7) 次回開催日の日程調整
 - (8) その他
- 閉会

【開会】

【委嘱状交付】

○（総務事務管理課）町田課長

【挨拶】

【委員自己紹介】

【事務局・諮問庁自己紹介】

○司会

委員会の議事の進行にあたりまして議事進行役の議長の選出が必要となりますが、選出の根拠となる委員会の運営の規則がまだ制定されておりません。選出するまでの間は皆様の御了解をいただき暫時、町田総務事務管理課長を仮の議長として議題を進めたいと考えておりますがよろしいでしょうか。

●各委員

異議無し

○（総務事務管理課）町田課長

皆様の御了解をいただきましたので、委員長が選出されるまで仮の議長を努めさせていただきます。

それでは、次第にございます議事に入らせていただきます。議事（１）群馬県公文書等管理委員会規則の諮問ということで始めさせていただきます。

まず始めに本委員会が初回の開催となりますので、委員会を運営していくにあたりましてまだ規則が制定されておられません。先般制定しました、公文書管理条例の第34条の委員会の設置については基本的な事項は定めておりますが、その第7項においてこの条例に規定するほか委員会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定めるとしてあります。さらに第35条の「規則を制定するときは委員会に諮問しなければならない」としてありますのでこれから事務局から規則案を説明させていただきます。

○総務事務管理課職員

この規則案は公文書等管理委員会の組織や運営に関する手続を定めたものです。地方自治法の15条において、知事は知事の権限に属する事務について規則を制定することができる旨を定めております。それに基づくものになります。

【規則案読み上げ】

○（総務事務管理課）町田課長

ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

●各委員

異議無し

○（総務事務管理課）町田課長

それでは、御了承いただけたということで案のとおり規則の制定の手続を進めさせていただきます。

なお、規則の制定者は知事になりますので、しかるべき手続のあと正式な規則となります。この点につきまして本来の規則は本日には正式には制定されておませんが、議事を円滑に進める都合上、本日の議事進行は御了承いただきました、委員会規則に準ずる形をお願いしたいと思います。全会一致で御了承いただいでよろしいでしょうか。

●各委員

異議無し

○（総務事務管理課）町田課長

それでは、本日はこの規則に準じて進めさせていただきます。

議事（２）委員長の選出に移らせていただきます。本委員会の委員長につきましては、先程了承いただいた規則の第２条第１項により委員の互選によることとなっています。

【互選により選出】

○（総務事務管理課）町田課長

御了承いただきましたので、委員長は村上委員にお願いしたいと思います。

●村上委員長

【了承】

○司会

それでは、委員長が選出されましたので、この後は群馬県公文書等管理委員会規則第３条第１項により、委員長に議長になっていただきます。委員長から挨拶をお願いいたします。

●村上委員長

【挨拶】

それでは議事の（３）委員長の職務代理の指名に移ります。委員会規則第２条第３項に従い私が決めさせていただきたいと思います。職務代理は大河原委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

●各委員

異議無し

●大河原委員

【了承】

●村上委員長

続きまして議事の（４）群馬県公文書管理等に関する条例の概要説明になります。

今回は初めての委員会開催となりますので、条例の概要と本委員会の権能、委員がすべき

この確認となります。こちらに関しまして、事務局からの説明をお願いします。

○総務事務管理課職員

【条例概要説明】

最後に、今後のスケジュールになります。本日、第一回の委員会で公文書等管理委員会規則の案を諮問させていただき、さらに条例施行規則、特定歴史公文書利用規則をそれぞれ諮問させていただいております。第二回は知事部局の公文書管理規程の案を諮問、第三回は利用請求に対する処分の審査基準の作成と公文書管理委員会の審議要領の作成の諮問、第四回は知事部局以外の実施機関の公文書管理規程の案を諮問させていただきます。令和3年1月までにこのようなスケジュールで考えております。以上が条例の概要となります。

●村上委員長

今の説明の中で御質問等ありますか。

●古田島委員

公文書管理規程は条例の理念に基づいて作成とのことですが、多くの実施機関があるが理念に基づいてそれぞれが作成するというのでしょうか。

○総務事務管理課職員

あくまでも、公文書管理規程自体は、実施機関ごとに別々に制定してもらうこととなります。中身は知事部局の例に倣うとするところもあるとは思いますが、それぞれの実施機関の実情に沿って作成してもらう形になろうかと思えます。

●古田島委員

かけ離れたものはないが多少文言の違いが出てくるということですか。

○総務事務管理課職員

そのとおりです。

●依田委員

群馬県の条例にはどのような特徴があるか、公文書管理法と違う点、群馬県独自の点、また、条例を作成するにあたっては有識者会議といった場で議論をしたかを教えてください。

○総務事務管理課職員

条例を作成するにあたっては、昨年度、条例の適用を受けるであろう機関の職員を集めた

検討会議を設け、そこでの議論を踏まえて作成しています。また、条例を議会に上程する前に、パブリックコメントを実施しています。パブリックコメントの結果、豊富な知識をお持ちの方から意見をいただき、一部修正した経緯もあります。

○総務事務管理課職員

条例の群馬県独自の特徴としては、他の自治体では、知事が特定歴史公文書の保存、利用に関する業務を担っている場合が多いですが、群馬県は教育委員会に属する文書館で歴史的に価値のある文書を収集しているという実績があり、文書館が利用に関する業務を担う点が大きな特徴です。審査請求がなされた際に、利用の決定を行う文書館の専門的な意見と、それとは異なる視点を有する知事と、多面的な見方が審査請求に関わってくることが特徴といえます。

●依田委員

現用文書を廃棄する際に、公文書管理委員会に諮問しないことについて。最近施行された他県の条例では委員会に諮問することが多いですが、群馬県が諮問をしない理由は何ですか。

○総務事務管理課職員

作成にあたり他県の例を検討しましたが、廃棄予定文書を廃棄せずに文書館に移管するかの判断については、本県における文書館の豊富な収集実績に鑑み、文書館から意見を聴取することにし、他方で公文書管理委員会への諮問は行わない形となりました。

●村上委員長

現在の文書館における文書等の利用方法はどのようなものですか。

○文書館職員

現在は、文書館において公開のできる文書の目録を公開して利用していただいています。非公開の文書については目録を公開していないが、一部非公開としているものはその部分を隠して公開しています。

●村上委員長

一部のみ公開可能なものも目録にのるのでしょうか。利用の請求があった場合に公開できる部分のみ公開しているということですか。

○文書館職員

一部公開可能なものについても目録に載っています。

○総務事務管理課職員

事務局から補足です。条例が本格施行された後は、文書館へ移管された特定歴史公文書は全て件名等が目録に登載され、公になります。目録に搭載された特定歴史公文書の中には公開か非公開かの審査の終了していないものも沢山あり、それらについて利用請求がなされることもあり得ますが、その際にはその都度、審査、決定となります。また、審査が終了しているものについてはすぐに提供となる予定です。

●大河原委員

現在、利用請求は増えていますか。

○文書館職員

現在の利用者は年間を通して大きく変化はしていません。

●村上委員長

次の議事に移ります。条例施行規則などの諮問についてです。規則を立案、制定する際には委員会に諮問しなければならないと条例第35条で定めています。今回は、条例に関する規則が2本諮問されていますので、事務局より説明をお願いします。

○総務事務管理課職員

【概要説明・規則案読み上げ】

●村上委員長

続きまして、群馬県特定歴史公文書等の利用等に関する規則案の説明を教育委員会総務課からお願いします。

○教育委員会総務課職員

条例により、歴史的公文書が文書館に移管された場合の、移管後の特定歴史公文書の利用について、その具体的な方法や手続等を定める規則について諮問させていただきます。

本日は文書館長が来ておりますので、文書館長から概要について御説明させていただきます。

○（文書館）浅見館長

【概要説明・規則案読み上げ】

●村上委員長

2つの規則案について説明していただきましたが、御質問や御意見等がある方がいましたらお願いします。

●古田島委員

条例第5条第4項に「実施機関は、第一項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、規則で定めるところにより、延長することができる。」とありますが、これに該当するのが条例施行規則第7条ということですか。

○総務事務管理課職員

そのとおりです。

●古田島委員

条例施行規則第7条第1項第1号から4号に該当する場合のみ延長が可能で、他の場合には延長されないのですか。

○総務事務管理課職員

条例施行規則第7条第1項第1号から4号の他に、第7条第2項により業務の都合上で手元に残しておきたい文書を延長することができます。

●依田委員

簿冊管理簿という名称で管理するとのことですが、これは電子文書を含んだものと捉えてよいのですか。

○総務事務管理課職員

そのとおりです。

●依田委員

複写に関して、情報公開条例に基づく公文書開示請求では紙での請求が多いのですか。

○総務事務管理課職員

情報公開条例に基づく公文書開示請求の場合、CD等による電磁的記録の交付も可能ですので、そういった請求は多々あります。

●依田委員

現在、文書館では電子文書での複写は行っていないのですか。

○文書館職員

現在、電子文書での複写は行っていません。

●依田委員

国立公文書館では、写しの交付は紙と電子の両方可能であるが、ほとんどが電子です。

条例施行規則と利用等に関する規則が、紙のみでの写しの交付を想定しているのはどうなのでしょうか。

●村上委員長

文書館としてはどうですか。

○文書館職員

文書館としては、機器等の整備に課題があると考えています。

●依田委員

利用者からは電子の要望はないのですか。

○文書館職員

現時点では特に要望はありません。

●依田委員

現時点で、県庁で保存されている文書で電子文書の割合はどのくらいありますか。

○総務事務管理課職員

群馬県では電子決裁が普及し始めている状況で、最近になって電子決裁率が2割になりました。しかし、これまでの文書はほとんどが紙文書での保存となっています。

○総務事務管理課職員

文書館に歴史的価値を有する文書として保存されているものは全て紙文書となっており、一切電子記録はない状況になっています。今後、間違いなく電子文書が増加する見込みでありますので、機器等の充実は検討課題であろうと条例の担当課として考えています。

○総務事務管理課職員

コロナ禍により、国の方で社会全体での押印の見直しの検討を始めています。群馬県としても電子決裁を進めており、今後、国の動向も見ながら押印や県民からの申請も電子申請でということが進んでおりますので、文書館にも電子文書が移管できるよう教育委員会と調

整し、電子文書の利用請求があれば対応出来るよう今後、検討していきたいと思ひます。

●依田委員

手数料は実費の範囲内で白黒10円、カラー50円とあるが、これは情報公開条例と同額ですか。

○総務事務管理課職員

同額になります。

●依田委員

現在、文書館は同額ですか。

○文書館職員

違う額で行っています。白黒20円、カラー40円です。

●大河原委員

施行規則第15条の「乾式の複写機」とは何ですか。

○総務事務管理課職員

通常のコピー機を想定していただければと思ひます。

●大河原委員

県民には分からないのではないですか、行政では一般的なものですか。

○総務事務管理課職員

情報公開条例と同じ表記となっています。

●村上委員長

依田委員にお聞きしたいが、国立公文書館で電子媒体での写しの交付として利用請求がされた場合、元々紙媒体で保管されているものはスキャンをして電子データで提供されているのですか。

●依田委員

そのとおりです。元々紙媒体のものでも、紙で写しが欲しいとの請求は少ないです。CDで交付すれば、自分で好きな時にプリントできます。

●村上委員長

諮問された規則案では紙での開示のみとなっていますが、現時点ではこの内容で制定した上で電子データでの開示については今後の検討課題としてしかるべき対処を求めるという内容の答申とするのか、それとも、現時点で電子データでの開示を盛り込んだ規則を制定すべきという内容の答申とするのか、各委員の意見を伺いたい。

●依田委員

電子の時代です。入れた方が良くと思います。

●村上委員長

電子データでの開示を可能とした場合、現時点では利用請求に対応できる機材の設置等の体制が整備されていないという問題があります。この問題点についてはどのように考えるべきでしょうか。

○総務事務管理課職員

今後の検討課題とするのも1つの選択肢ではありますが、今の段階でCDやDVDでの交付についても規定した上で、経過措置を設け、例として、体制が整うまでは適用除外すると附則に規定する形でもよいかと思います。

●依田委員

それはよい。

●村上委員長

他に何かありますか。

●依田委員

条例施行規則案第12条「移管しない特別の理由」について、法令により廃棄されなければならない簿冊以外で、これに相当する客観的かつ合理的な理由がある場合とは具体的に何でしょうか。

○文書館職員

例えば、浄水場の設計図などで古いものは通常は移管ですが、それを公開されると内部の構造や水の流れている箇所などが分かってしまい、保安上支障が生じるおそれがあるため、移管せず廃棄となると聞いたことがあります。

●大河原委員

客観的かつ合理的な理由の判断は誰がどのように行うのですか。ぶれないで判断するこ

とができるのですか。

●田中委員

誰がその判断をどのようにするか、というところでしょう。

●依田委員

今、文書館から説明のあった理由は、国立公文書館に行政機関の方から多々、言われていますが、それは移管しない理由ではなく、公開しない理由です。将来的に浄水場などの施設が廃止されたあとであれば公開が出来ます。その時になれば移管し公開が可能であるため、移管しない理由ではありません。それを考えるとやはり、移管しない理由とは何があるのですか。

●村上委員長

現状では違和感がある。条例の立て付けでいえば、実施機関が判断すると読める。そうすると、読みようによっては、恣意的な判断を許容しているようにも読めます。とはいえ、条例は既に制定されているので、施行規則の中で「特別の理由」を定めるにあたり、どのように配慮すべきかを検討する必要があるのではないのでしょうか。

●依田委員

条例第8条第3項の「特別の理由」というのは、移管となるものを廃棄とするとか、廃棄となるものを移管とするとかは、両方の場合があり得るのですか。

●村上委員長

文書館から公文書の移管要求があった場合に、それでも実施機関が廃棄する場合の条件を定めた規定にとれます。

○総務事務管理課職員

そのように考えております。

御指摘のとおり、現段階ですと具体例が想定されておりません。

他に何か適切な表現があれば御意見いただければと思います。

●村上委員長

実例が頭に浮かばないため、条項を考えるのも難しいかもしれない。この条例と規則の規定について、同内容のものが他の自治体にあるのですか。

○総務事務管理課職員

他県の条例や規則を参考にしたものと思います。

●依田委員

今回の条例施行規則と利用に関する規則は、今日、答申しなければならないのですか。

○総務事務管理課職員

2回目に持ち越して、改めて御意見をいただく形で全く問題ありません。

●依田委員

それであれば、次回までに改めて調べ、それを受けての方が良いでしょう。

●村上委員長

スケジュール的に問題ないのであれば、実例を踏まえて合理的な施行規則にして行く視点になるかと思います。想定される事例、また他の自治体の条項などを調査してもらい、次回、改めて審議します。また、場合によっては別の規則案を提案してもらおうという形で良いでしょうか。

●各委員

異議無し

●村上委員長

電子媒体での交付を可とすべきという点、施行規則第12条の「移管しない特別の理由について」の2点について意見が出ましたが、他にありますか。

条例施行規則第5条第2号「県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録されていること」とは具体的にはどのようなものですか。

○総務事務管理課職員

例として、県全体に関わる訴訟や個人の権利に関する訴訟など、個人にフォーカスを当てたものが広く該当すると想定しています。文言だけ見ると、広範に解釈できるかもしれません。

●村上委員長

歴史的文書に該当するか判断する際に、法律家の観点からすると、権利及び義務に関する重要な情報というと、例えば金銭の貸し借りまで含めた相当広範な概念が含まれる印象がある。このような文言であると、中々合理的な判断が難しいのではないのでしょうか。

次回も改めて審議ということですから、次回、この点についても審議したいと思います。

法律や他の自治体の定めについて調査しておいてください。

●依田委員

条例についての質問であるが、条例第18条第3項について、移管されるときにも意見がついて、また利用するときも意見を与えるということですか。他の自治体は同じようになっていたのですか。「与えなければならない」の表記が気になりました。

○総務事務管理課職員

移管当時の実施機関の判断と、しばらく経ってからの利用請求時点での実施機関の判断の違いは何かというと、時の経過の判断があるのかと思われます。意見を徴しても無駄にはならないが、時間が空かない場合には無駄になってしまうと思われます。表記としては、「与えることができる」でも問題ないと思いますが、直接的な「与えなければならない」表記とした根拠は、手元にデータとして出てこない状況です。

●依田委員

国の場合、移管の際には意見をつけてもらいますが、利用の際には全てのものについての義務的な意見聴取は記載されていません。利用決定までの時間が短いため、全てについて実施機関に意見を聞いていると利用決定期限に間に合わないためと考えます。

●村上委員長

次回、分かった点があれば説明をお願いしたいと思います。

○総務事務管理課職員

御指摘いただいた点について調査したうえで、より良い案があれば確認させていただくということによろしいでしょうか。

●村上委員長

より良い案があればという点と、現行の規程を維持する合理性や正当性を裏付けるような立法事実、背景事情などの存在を説明してもらおうという点の2点で、改めて諮問内容を協議させてもらおうという流れでよいでしょうか。

●各委員

異議無し

●村上委員長

本日の議事事項の2本の施行規則は、次回改めて審議をし、諮問意見を出すということに

して、本日は保留とします。

議題6 確認事項について

○総務事務管理課職員

委員会に関する文書の代理の決裁について確認がございます。例えば、先ほど、御審議いただきました委員会の規則の第3条で、「委員会の会議は委員長が招集し」と定めています。本委員会の開催通知の発出を伺う文書は、委員長の決裁をいただくべきものとなりますが、事務の迅速化の都合上、そういった裁量を伴わない事務的な手続については、事務局である総務事務管理課の課長の代理決裁とさせていただきたいのですが、如何でしょうか。

●村上委員長

よろしいでしょうか。

●各委員

異議無し

●村上委員長

続きまして、次回開催日の日程調整をさせていただきます。

(日程調整)

9月3日(木) 13時30分～15時30分で第2回の開催とさせていただきます。

●村上委員長

最後に議題のその他ですが、確認事項等がありますでしょうか。

●依田委員

委員会の公開と議事録はどのようにするのですか。

○総務事務管理課職員

議事録についてはホームページに掲載する予定でおります。内容は、逐語とまではいかないまでも、誰の発言なのかは伏せ、内容だけは分かるようにするつもりです。

また今回、報道提供等はしておりませんが、傍聴希望の方がいる場合には断らずに入れる方針です。

●依田委員

例えば、委員会の開催を発表し、当日希望があれば入れるということですか。

○総務事務管理課職員

ホームページにて、事前に開催する旨を公開しています。当日連絡なしでも傍聴可能となります。

●依田委員

マスコミも同様なのですか。

○総務事務管理課職員

マスコミも、一般の方も同様です。

●依田委員

議事録の発言者名の未記載は群馬県として問題ないのですか。最近発言者名を入れるかどうか話題になってはいるが、どうですか。

○総務事務管理課職員

法律や条令に基づく審議会の場合は、議事録を原則公開しなければならないとなっているが、扱う内容と委員会の性質によって、どこまで出せるのかが変わります。今回の中身は個人情報に伴うものではなく、広く一般の方が知っておいていただいても然るべきものですので、公開で構わないと思います。また、個々の発言に関する委員名も出して構わないようであれば、出すことも可能であるので、御意見をいただきたいと思います。

●村上委員長

どの委員がどのような発言をしたか知ることは、国民の知る権利にも資すると思います。反面、活発な議論の妨げになるということで議論があるところでもあります。

●大河原委員

委員名を出すことに問題ないのではないのでしょうか。

●村上委員長

審査請求の審議については、非公開ということでよいですか。

○総務事務管理課職員

非公開です。

●村上委員長

今回のような規則制定等の審議について決まりはないということですか。

○総務事務管理課職員

ありません。

●各委員

名前の公表に異議無し

●村上委員長

私も異存はありません。委員全員一致で、名前を出すということにします。これについては、委員全員の申し合わせということとします。

他に確認事項がありますか。

●依田委員

次回、知事部局の文書管理規程が出てきます。その中の歴史的公文書の基準が出てくると思いますが、その基準が今後重要になると思われます。なるべく早めに見せてください。

●村上委員長

予定されていた議題がすべて終了しましたので議事を閉めさせていただきます。

活発な御議論ありがとうございました。